

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件

○環境省告示第四十号（平成二十二年七月五日）

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

表（2RS、3RS）-1-（4-クロロフェニル）-4、4-ジメチル-2-1H-1、2、4-トリアゾール-1-イル）ペンタン-3-オール（別名バクロプロラゾール）の項の次に次のように加える。

ジイソプロピル-1、3-ジチオラン-2-イリデン-マロネート（別名イソプロチオラン）	0.26mg/1
S-ペンジル=1、2-ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ）	0.02mg/1
N、N、-ジエチル-3-メシテルスルホニル-1H-1、2、4-トリアゾール-1-カルボキサミド（別名カフェンストロール）	0.007mg/1
アンモニウム=DL-ホモアラニン-4-イル（メチル）ホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム=L-ホモアラニン-4-イル（メチル）	DL-ホモアラニン-4-イル（メチル）ホスフィン酸（別名グルホシネート酸）として0.024mg/1
4-エトキシフェニル [3-（4-フルオロ-3-フェノキシフェニル）プロピル] ジメチルシラン（別名シラフルオフエン）	0.29mg/1
（2R、3aR、5aR、5bS、9S、13S、14R、16aS、16bR）-2-（6-デオキシ-3-0-エチル-2、4-ジ-0-メチル- α -L-マノピラノシロキシ）-13- [(2R、5S、6R)-5-（ジメチルアミノ）テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イロキシ]-9-エチル-2、3、3a、4、5、5a、5b、6、9、10、11、12、13、14、16a、16b-ヘキサデカヒドロ-14-メチル-1H-as-インダセノ [3、2-d] オキサシクロドデシン-7、15-ジオン（別名スピネトラム-J）及び（2R、3aR、5aS、5bS、9S、13S、14R、16aS、16bS）-2-（6-デオキシ-3-0-エチル-2、4-ジ-0-メチル- α -L-マノピラノシロキシ）-13- [(2R、5S、6R)-5-（ジメチルアミノ）テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イロキシ]-9-エチル-2、3、3a、5a、5b、6、9、10、11、12、3、14、16a、16b-テトラデカヒドロ-4、14-ジメチル-1H-as-インダセノ [3、2-d] オキサシクロドデシン-7、15-ジオン（別名スピネトラム-L）の混合物（別名スピネトラム）	0.063mg/1
2-クロロ-2'、6'-ジエチル-N-（2-プロポキシエチル）アセトアリニド（別名プレチラクロール）	0.0047mg/1
1-（2-クロロ-6-プロピルイミダゾ [1、2-b] ピリダジン-3-イルスルホニル）-3-（4、6-ジメトキシピリミジン-2-イル）尿素（別名プロピリスルフロ）	0.029mg/1
（RS）-2-プロモ-N-（ α 、 α -ジメチルベンジル）-3、3-ジメチルブチルアミド（別名プロモプチド）	0.10mg/1